

グループ通算税制への開始・加入

開始加入時の評価	判定			
時価評価法人	-			
時価評価外法人	支配関係が5年超、または設立時（注1）から継続している			
	上記以外	共同事業性あり（事業関連性、事業規模5倍以内、特定役員継続）		
		共同事業性なし	新事業を開始する	多額の償却が発生する 多額の償却が発生しない
			新事業を開始しない	多額の償却が発生する 多額の償却が発生しない

（注1）法人間の支配関係が5年以下であるのに、新設法人を経由してこのレンジに持ってくることは租税回避防止のためできない

開始加入時の評価	開始加入前の繰越欠損金
時価評価法人	持ち込み不可
時価評価外法人	特定欠損金（注2）として持ち込み可
	特定欠損金として持ち込み可
	支配関係前の欠損金等は持ち込み不可
	支配関係前の欠損金等は持ち込み不可
	特定欠損金として持ち込み可
	特定欠損金として持ち込み可

開始加入時の評価	開始加入後の繰越欠損金、譲渡損失等の制限
時価評価法人	なし
時価評価外法人	なし
	なし
	あり→該当しないと思うため詳細は省略
	あり→該当しないと思うため詳細は省略
	あり→該当しないと思うため詳細は省略
	あり→該当しないと思うため詳細は省略

（注2）通算制度開始前の欠損金は特定欠損金という

特定欠損金は、自社の所得を上限として、自社の所得との相殺のみ可能
 連結納税制度では親法人の欠損金は他の法人との所得との相殺が可能であった点が大きな違いである。
 そのため、大会社は、全体所得の50%が欠損金控除限度額になるためメリットを享受できるが、
 中小法人等は欠損金控除限度額が100%であるため、この点でグループ通算制度採用メリットはない。
 グループ通算制度開始後に損益通算、非特定欠損金のグループ間控除はできる。

例：S2は今期で期限切れになる特定欠損金900ある

【大会社の場合】	P (親法人)	S1 (子法人)	S2 (子法人)	合計	
①通算税制適用のケース					
特定欠損金	0	0	900	900	
個別所得	500	400	900	1,800	
欠損金控除限度額	—	—	—	900	個別所得合計1,800×50%
特定欠損金控除	0	0	▲900	▲900	欠損金を使い切れる
課税所得	500	400	0	900	

②単体納税適用のケース

欠損金控除限度額	250	200	450	900	個別会社所得×100%
特定欠損金控除	0	0	▲450	▲450	欠損金450使い切れない
課税所得	500	400	450	1,350	

【中小法人等の場合】 P (親法人) S1 (子法人) S2 (子法人) 合計

①通算税制適用のケース	P (親法人)	S1 (子法人)	S2 (子法人)	合計	
特定欠損金	0	0	900	900	
個別所得	500	400	900	1,800	
欠損金控除限度額	—	—	—	1,800	個別所得合計1,800×100%
特定欠損金控除	0	0	▲900	▲900	欠損金を使い切れる
課税所得	500	400	0	900	

②単体納税適用のケース

欠損金控除限度額	250	400	900	1,800	個別会社所得×100%
特定欠損金控除	0	0	▲900	▲900	欠損金を使い切れない
課税所得	500	400	0	900	